



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年5月15日金曜日 第2672号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則..... (環境政策課) ... 512

告 示

特約業者の指定の取消し..... (税務課) ... 513

騒音規制法の規定に基づく騒音規制地域における規制基準の一部改正..... (環境政策課) ... 513

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に基づく区域の指定の一部改正..... (") ... 514

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 514

指定医療機関の休止の届出..... (") ... 514

指定医療機関の廃止の届出..... (") ... 514

指定医療機関の辞退..... (") ... 515

医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定..... (") ... 515

介護機関(居宅介護事業者)の指定..... (") ... 515

介護機関(居宅介護支援事業者)の指定..... (") ... 515

介護機関(介護予防事業者)の指定..... (") ... 516

指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(3件)..... (") ... 516

指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更..... (") ... 517

指定介護機関(介護予防事業者)の変更..... (") ... 517

指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出..... (") ... 518

指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出..... (") ... 518

農業委員会交付金等交付規程の一部改正..... (農政課) ... 518

土地改良事業の工事の完了..... (農地整備課) ... 521

兼用工作物の管理の方法について..... (道路建設課) ... 521

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正..... (会計課) ... 522

指定障害児通所支援事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 522

指定障害福祉サービス事業者の指定..... (") ... 522

土地改良区役員の就退任の届出(2件)..... (中予地方局農村整備第一課) ... 523

土地改良区役員の氏名の変更の届出..... (") ... 523

土地改良区役員の住所の変更の届出(2件)..... (") ... 523

土地改良区の定款変更の認可..... (南予地方局農村整備課) ... 524

教育委員会公告

平成28年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施..... (高校教育課) ... 524

平成28年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について..... (") ... 524

人事委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正..... (人事委員会事務局) ... 525

人事委員会公告

平成27年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験公告..... (人事委員会事務局) ... 526

平成27年度愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験公告..... (") ... 530

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 532

政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正..... (") ... 533

規 則

○愛媛県規則第31号

愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>（拡声機の使用の制限区域等）</p> <p>第44条 条例第73条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲30メートルの区域とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第7条第1項</u>に規定する保育所（以下「保育所」という。）</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）</u></p> <p>2 省略</p> <p>別表第14（第39条、別表第15、別表第16関係）</p> <p style="text-align: center;">特定工場等に係る騒音の規制基準</p> <p>1 特定工場等に係る騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr><td style="text-align: center;">省略</td></tr> </table> <p>2 省略</p>	省略	<p>（拡声機の使用の制限区域等）</p> <p>第44条 条例第73条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲30メートルの区域とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第7条</u>に規定する保育所（以下「保育所」という。）</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>別表第14（第39条、別表第15、別表第16関係）</p> <p style="text-align: center;">特定工場等に係る騒音の規制基準</p> <p>1 特定工場等に係る騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr><td style="text-align: center;">省略</td></tr> </table> <p>2 省略</p>	省略
省略			
省略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第625号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成27年 5 月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

氏名又は名称及び 代表者の氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年月日
川崎石油株式会社 代表取締役 川崎 聖二	新居浜市本郷三丁目5番18号	平成27年 3月31日

○愛媛県告示第626号

騒音規制法の規定に基づく騒音規制地域における規制基準（平成9年4月愛媛県告示第547号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年 5 月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>規制基準</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr><td style="text-align: center;">省略</td></tr> </table> <p>ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第7条第1項</u>に規定する保育</p>	省略	<p>規制基準</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr><td style="text-align: center;">省略</td></tr> </table> <p>ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第7条</u>に規定する保育</p>	省略
省略			
省略			

所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。
 （備考） 省略

所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム _____ の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。
 （備考） 省略

○愛媛県告示第627号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に基づく区域の指定（平成9年4月愛媛県告示第548号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年5月15日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
騒音規制法の規定に基づく騒音規制地域における規制基準（平成9年4月愛媛県告示第547号）による第1種区域、第2種区域、第3種区域並びに第4種区域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、 <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域</u>	騒音規制法の規定に基づく騒音規制地域における規制基準（平成9年4月愛媛県告示第547号）による第1種区域、第2種区域、第3種区域並びに第4種区域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条 _____ に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム _____ の敷地の周囲おおむね80メートルの区域

○愛媛県告示第628号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成27年5月15日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
中央 歯 科 クリニック	四国中央市中曾根町395-5	平成26年11月15日
そのだ 歯 科 クリニック	新居浜市徳常町9番8号	平成26年11月17日
能 智 歯 科 医 院	西条市水見乙1001番地2	平成26年11月26日
た か は し 歯 科	南宇和郡愛南町城辺甲1916番地1	平成27年1月28日
し ま な み 薬 局	今治市北日吉町一丁目14-7	平成27年3月12日
愛 媛 県 宇 和 島 保 健 所	宇和島市天神町7-1	平成27年3月12日
さくら薬局グランシャリオ	新居浜市一宮町二丁目6番77号	平成27年3月30日

クオール薬局四国中央店	四国中央市上分町783番地1	平成27年4月1日
はびねす内科クリニック	新居浜市一宮町二丁目6番72号	平成27年4月6日

○愛媛県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成27年5月15日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
伊方町国民健康保険二名津診療所	西宇和郡伊方町二名津623番地	平成27年3月31日

○愛媛県告示第630号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
西予市国民健康保険杉之瀬出張診療所	西予市城川町嘉喜尾4893番地1	平成26年 3月31日
廣 瀬 病 院	今治市拝志1 - 26	平成27年 3月31日
しのざき整形外科	今治市伯方町伊方甲1022-1	平成27年 3月31日
み し ま 薬 局	宇和島市長堀3 - 5 - 11	平成27年 3月31日

○愛媛県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
安 保 歯 科 医 院	新居浜市中須賀町二丁目2 - 6	平成27年 3月31日
河 内 歯 科 診 療 所	大洲市新谷町甲281	平成27年 3月31日

○愛媛県告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ケアサポートゆずりは	宇和島市祝森甲3081番地47	訪問看護ステーションゆずりは	宇和島市祝森甲3081番地1	平成27年 2月 9日

○愛媛県告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社元禄	西予市宇和町卯之町五丁目1番地4	グループホームひねもす	西予市宇和町卯之町五丁目1番地4	平成27年 3月 6日
株式会社元禄	西予市宇和町卯之町五丁目1番地4	デイサービスねぶの花	西予市宇和町卯之町五丁目1番地4	平成27年 3月 6日
合同会社まるる	今治市片山三丁目7番36号	リハビリデイサービス和香	今治市波方町波方甲2620番地1	平成27年 3月26日
有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	デイサービスひかり	大洲市東大洲1339番地7	平成27年 4月 1日

○愛媛県告示第634号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人雄美会	宇和島市吉田町白浦3番地2	指定居宅介護支援事業所あかね	宇和島市吉田町白浦3番地2	平成27年 3月 1日

○愛媛県告示第635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社リベット	西条市小松町南川甲236番地 1	デイサービスセンター池さん	西条市小松町南川甲236番地 5	平成26年12月1日
株式会社元禄	西予市宇和町卯之町五丁目1 番地4	グループホームひねもす	西予市宇和町卯之町五丁目1 番地4	平成27年3月6日
株式会社元禄	西予市宇和町卯之町五丁目1 番地4	デイサービスねぶの花	西予市宇和町卯之町五丁目1 番地4	平成27年3月6日
合同会社まるる	今治市片山三丁目7番36号	リハビリデイサービス和香	今治市波方町波方甲2620番地 1	平成27年3月26日
有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	デイサービスひかり	大洲市東大洲1339番地7	平成27年4月1日

○愛媛県告示第636号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称が次のように変更された。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
（変更後） 有限会社おかげさん	今治市玉川町別所甲93番3	おかげさん	今治市玉川町別所甲93 - 3	平成27年3月1日
（変更前） 有限会社ワードアイ				
（変更後） 有限会社おかげさん	今治市玉川町別所甲93番3	おかげさん	今治市玉川町別所甲93 - 3	平成27年3月1日
（変更前） 有限会社ワードアイ				

○愛媛県告示第637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社エンジェル・コール	（変更後） 西条市喜多川792番地1	グループホーム杜の家	西条市朔日市892番地	平成27年4月1日
	（変更前） 西条市朔日市807番地			
有限会社エンジェル・コール	（変更後） 西条市喜多川792番地1	グループホーム水車の家	西条市周布494番地1	平成27年4月1日
	（変更前） 西条市朔日市807番地			

有限会社エンジェル・コール	(変更後) 西条市喜多川792番地 1	グループホーム緑の家	西条市飯岡1896番地	平成27年 4月 1日
	(変更前) 西条市朔日市807番地			

○愛媛県告示第638号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社エンジェル・コール	(変更後) 西条市喜多川792番地 1	グループホームフルーツの家	(変更後) 西条市喜多川792番地 1	平成27年 4月 1日
	(変更前) 西条市朔日市807番地		(変更前) 西条市朔日市807	

○愛媛県告示第639号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の名称が次のように変更された。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
(変更後) 有限会社おかげさん	今治市玉川町別所甲93番 3	おかげさん	今治市玉川町別所甲93 - 3	平成27年 3月 1日
(変更前) 有限会社ワードアイ				

○愛媛県告示第640号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社エンジェル・コール	(変更後) 西条市喜多川792番地 1	グループホーム杜の家	西条市朔日市892番地	平成27年 4月 1日
	(変更前) 西条市朔日市807番地			
有限会社エンジェル・コール	(変更後) 西条市喜多川792番地 1	グループホーム水車の家	西条市周布494番地 1	平成27年 4月 1日
	(変更前) 西条市朔日市807番地			
有限会社エンジェル・コール	(変更後) 西条市喜多川792番地 1	グループホーム緑の家	西条市飯岡1896番地	平成27年 4月 1日
	(変更前) 西条市朔日市807番地			

○愛媛県告示第641号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
篠崎進一	今治市伯方町伊方甲731-1	しのざき整形外科	今治市伯方町伊方甲1022-1	平成27年3月31日

○愛媛県告示第642号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
篠崎進一	今治市伯方町伊方甲731-1	しのざき整形外科	今治市伯方町伊方甲1022-1	平成27年3月31日

○愛媛県告示第643号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前																				
<p>（交付金等交付対象経費及び補助率等）</p> <p>第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>経費</th> <th>補助率又は補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会に要する経費</td> <td>農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための支援事業及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。</p> <p>(1) 農業委員会に要する経費のうち、組織に要する経費及び農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業に要する経費の相互流用並びに組織に要する経費及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費の相互流用</p>			区分	経費	補助率又は補助金額	農業委員会に要する経費	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための支援事業及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費	省略	省略			<p>（交付金等交付対象経費及び補助率等）</p> <p>第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>経費</th> <th>補助率又は補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会に要する経費</td> <td>農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための支援事業、農地の有効利用を図るための支援事業及び農地台帳システム整備事業に要する経費</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。</p> <p>(1) 農業委員会に要する経費のうち、組織に要する経費、<u>農地法</u>に基づく事務の適正実施のための支援事業に要する経費及び農地台帳システム整備事業に要する経費の相互流用並びに組織に要する経費及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費及び農地台帳システム整備事業に要する経費の相互流用</p>			区分	経費	補助率又は補助金額	農業委員会に要する経費	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための支援事業、農地の有効利用を図るための支援事業及び農地台帳システム整備事業に要する経費	省略	省略		
区分	経費	補助率又は補助金額																					
農業委員会に要する経費	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための支援事業及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費	省略																					
省略																							
区分	経費	補助率又は補助金額																					
農業委員会に要する経費	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための支援事業、農地の有効利用を図るための支援事業及び農地台帳システム整備事業に要する経費	省略																					
省略																							

(2) 省略

様式第2号の(1) (第3条関係)

省略

1 ~ 6 省略

7 省略

別紙1 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 ~ 6 省略

7 利用意向調査

実施見込み件数	面 積	所有者等数
件	ha	

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

別紙2 省略

様式第2号の(2) (第3条関係)

省略

1 省略

2 職員

省略

注 1・2 省略

3 法定福利費(年)額の欄の「負担対象経費」の欄には国庫負担対象の経費(厚生年金保険料、特例業務負担金、労災保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び健康保険料)の合計額を、「負担対象外経費」の欄には国庫負担対象以外の経費の合計額を記載すること。

(2) 省略

様式第2号の(1) (第3条関係)

省略

1 ~ 6 省略

7 農地台帳システム整備事業

別紙3のとおり。

8 省略

別紙1 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 ~ 6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

別紙2 省略

別紙3 農地台帳システム整備事業

1 事業実施地域

事業実施地域	
--------	--

2 導入又は改修の予定の農地台帳システムの概要

概 要	
-----	--

3 データ更新等システム管理の内容

内 容	
-----	--

4 導入、改修又はシステム管理の計画

時 期	事 項

5 事業費内訳

事 業 内 容	事業費	うち補助金額	備考
	円	円	
1 新規導入事業			
2 改修事業			
3 データ更新等システム管理事業			
合 計			

様式第2号の(2) (第3条関係)

省略

1 省略

2 職員

省略

注 1・2 省略

3 法定福利費(年)額の欄の「負担対象経費」の欄には国庫負担対象の経費(厚生年金保険料、特例業務負担金、労災保険料、児童手当拠出金、雇用保険料及び健康保険料)の合計額を、「負担対象外経費」の欄には国庫負担対象以外の経費の合計額を記載すること。

3～6 省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 省略

2 農業委員等の資質向上のための活動

(1)・(2) 省略

(3) 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動計画等

活動時期	活動場所	活動対象者	活動内容	アドバイザー名	備考

3～5 省略

様式第3号の(1)(第3条関係)

省略

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交 付金等交付額	備考
省略			
1～3 省略			
4 業 務 費			
(1)・(2) 省略			
省略			

様式第8号の(1)(第8条関係)

省略

1～6 省略

7 省略

8 省略

別紙1 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

1～6 省略

7 利用意向調査

(1) 利用意向調査の実績

実施時期	件 数	面 積	所有者等数
	件	ha	

(内訳)

	件 数	面 積
省略		

(2) 省略

8～17 省略

別紙2 省略

3～6 省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 省略

2 農業委員等の資質向上のための活動

(1)・(2) 省略

3～5 省略

様式第3号の(1)(第3条関係)

省略

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交 付金等交付額	備考
省略			
1～3 省略			
4 業 務 費			
(1)・(2) 省略			
(3) 農地台帳システム整 備事業費			
省略			

様式第8号の(1)(第8条関係)

省略

1～6 省略

7 農地台帳システム整備事業

別紙3のとおり。

8 省略

9 省略

別紙1 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

1～6 省略

7 利用意向調査

(1) 利用意向調査の実績

	通知件数	面 積
省略		

(2) 省略

8～17 省略

別紙2 省略

別紙3 農地台帳システム整備事業

1 事業実施地域

事業実施地域	
--------	--

2 導入又は改修した農地台帳システムの概要

概 要	
-----	--

3 データ更新等システム管理の内容

内 容	
-----	--

様式第8号の(2) (第8条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 省略

2 農業委員等の資質向上のための活動

(1)・(2) 省略

(3) 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動実績等

活動時期	活動場所	活動対象者	活動内容	アドバイザー名	備考

3～5 省略

様式第9号の(1) (第8条関係)

省略

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	備考
1～3 省略			
4 業 務 費			
(1) 省略			
(2) 農地の有効利用を図るための 支援事業費			
省略			

4 導入、改修又はシステム管理の実績

時 期	事 項

5 事業費内訳

事 業 内 容	事業費	うち補助金額	備考
	円	円	
1 新規導入事業			
2 改修事業			
3 データ更新等システム管理事業			
合 計			

様式第8号の(2) (第8条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 省略

2 農業委員等の資質向上のための活動

(1)・(2) 省略

3～5 省略

様式第9号の(1) (第8条関係)

省略

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	備考
1～3 省略			
4 業 務 費			
(1) 省略			
(2) 農地の有効利用を図るための 支援事業費			
(3) 農地台帳システム整備事業費			
省略			

○愛媛県告示第644号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	長坂地区（今治市）	平成27年3月9日

○愛媛県告示第645号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道路と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 道路の種類及び路線名
主要地方道長浜中村線
- 2 他の工作物の名称

- 一級河川肱川水系肱川 左岸堤防
- 3 兼用工作物の位置
大洲市長浜町沖浦乙2192 - 9番地先から甲1番地先まで
- 4 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所
河川管理者 国土交通省
住所 香川県高松市サンポート 3番33号
代表者 国土交通省四国地方整備局長 三浦 真紀
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設、改築、維持又は修繕は、道路専用施設については道路管理者が、当該道路専用施設以外については河川管理者が行う。
 - (2) 兼用工作物の災害復旧は、次に掲げる災害復旧を要する部分

- の区分に応じ、それぞれに定める者が行うものとする。ただし、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度、河川管理者と道路管理者とが協議して定めるところにより行う。
- ア 専ら道路専用施設に係る部分 道路管理者
- イ 専ら道路専用施設以外に係る部分 河川管理者
- (3) (1)及び(2)の規定によるほか、河川法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は河川管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行う。
- 6 管理の期間
平成27年 5月15日から 1の河川又は道路の存続する日まで

○愛媛県告示第646号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年 9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年 5月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
一 指定金融機関の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 (一)・(二) 省略 (三) 店舗の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 1 省略 2 主管取扱店 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">位 置</th> <th style="width: 40%;">取り扱う事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊予銀行東京支店</td> <td>東京都中央区日本橋一丁目3番13号</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 省略 二・三 省略	名 称	位 置	取り扱う事務の範囲	省略			伊予銀行東京支店	東京都中央区日本橋一丁目3番13号	省略	省略			一 指定金融機関の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 (一)・(二) 省略 (三) 店舗の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 1 省略 2 主管取扱店 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">位 置</th> <th style="width: 40%;">取り扱う事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊予銀行東京支店</td> <td>東京都中央区日本橋箱崎町14番2号</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 省略 二・三 省略	名 称	位 置	取り扱う事務の範囲	省略			伊予銀行東京支店	東京都中央区日本橋箱崎町14番2号	省略	省略		
名 称	位 置	取り扱う事務の範囲																							
省略																									
伊予銀行東京支店	東京都中央区日本橋一丁目3番13号	省略																							
省略																									
名 称	位 置	取り扱う事務の範囲																							
省略																									
伊予銀行東京支店	東京都中央区日本橋箱崎町14番2号	省略																							
省略																									

○愛媛県告示第647号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成27年 5月15日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100540	株式会社エイジングウエル	松山市日の出町10番80号	山 本 淳	放課後等デイサービス	アユール児童デイサービス3	松山市日の出町10番72号	平成27年 3月9日
3850100557	株式会社 Crew	沖縄県国頭郡金武町字金武4348-2	渡 部 史 紀	児童発達支援放課後等デイサービス	発達支援ルーム愛キッズ	松山市松末2丁目1-50	平成27年 4月1日
3850100581	有限会社松山針灸接骨院	松山市松末1丁目5-10	川 野 治	児童発達支援放課後等デイサービス保育所等訪問支援	自立サポートセンター育はぐ	松山市畑寺2丁目4-11川又ビル1階	平成27年 4月10日

○愛媛県告示第648号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障

害福祉サービス事業者を指定した。

平成27年 5月15日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 月 日 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813510199	株式会社パーソナルアシスタント青空	松山市古川北3丁目4番32号	佐 伯 英 三	就労継続支援B型	パーソナルアシスタント青空メイドイン青空	伊予郡砥部町高尾田77番地	平成27年3月9日

○愛媛県告示第649号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市祝谷土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5月15日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	長谷川 學	松山市祝谷四丁目8番16号
"	古茂田 宏 則	松山市祝谷一丁目7番4号
"	井出野 勝 照	松山市道後多幸町4番13号
"	古茂田 修	松山市祝谷六丁目1296番地
"	平 松 敬 三	松山市祝谷一丁目7番29号
"	中 山 節 子	松山市祝谷二丁目2番6号
"	古茂田 一	松山市祝谷二丁目7番38号
"	松 本 清 俊	松山市祝谷五丁目4番7号
"	栗 林 勝 広	松山市祝谷五丁目9番24号
"	野 本 桂 子	松山市祝谷五丁目7番4号
"	丸 山 直 樹	松山市祝谷六丁目1030番地
"	野 本 祐 敏	松山市祝谷六丁目1297番地
"	白 石 徳 広	松山市祝谷四丁目3番19号
監 事	松 田 一 郎	松山市祝谷六丁目1325番地
"	松 本 邦 男	松山市祝谷五丁目3番26号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 清 俊	松山市祝谷五丁目4番7号
"	長谷川 學	松山市祝谷四丁目8番16号
"	西 山 昭 広	松山市祝谷一丁目7番24号
"	能 田 貢	松山市祝谷四丁目6番5号
"	古茂田 一	松山市祝谷二丁目7番38号
"	古茂田 宏 則	松山市祝谷一丁目7番4号
"	丸 山 直 樹	松山市祝谷六丁目1030番地
"	松 本 邦 男	松山市祝谷五丁目3番26号
"	中 山 節 子	松山市祝谷二丁目2番6号
"	栗 林 昭 三	松山市祝谷五丁目4番5号
"	野 本 桂 子	松山市祝谷五丁目7番4号
"	野 本 和 馬	松山市祝谷六丁目1301番地
"	白 石 徳 広	松山市祝谷四丁目3番19号
監 事	松 田 一 郎	松山市祝谷六丁目1325番地
"	丸 山 隆	松山市祝谷四丁目9番22号

○愛媛県告示第650号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市下林下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 5月15日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	植 杉 房 夫	東温市下林甲2466番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 森 猛	東温市下林甲2443番地

○愛媛県告示第651号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北野田土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成27年 5月15日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理 事	高 見 和 政	高 見 和 政

○愛媛県告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市下林下土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成27年 5月15日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	渡 部 和 男	東温市下林甲1778番地	東温市下林甲1776番地 ₁

○愛媛県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北野田土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の

届出があった。

平成27年 5月15日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	牧 秀 宣	東温市北野田663番地	東温市北野田827番地 ₁

○愛媛県告示第654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宇和島市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 5月15日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

教育委員会公告

○公 告

平成28年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、平成28年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。

平成27年 5月15日

愛媛県教育委員会

教育長 仙 波 隆 三

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小学校教員	平成27年 7月22日(水)から 25日(土)まで	松山市立道後中学校 (松山市上市一丁目3番57号) 松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
中学校教員(各教科)	平成27年 7月22日(水)から 25日(土)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
高等学校教員(各教科〔科目〕) 特別支援学校教員	平成27年 7月22日(水)から 25日(土)まで	松山北高等学校 (松山市文京町4番地1)
養護教員	平成27年 7月22日(水)から 25日(土)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
栄養教員	平成27年 7月22日(水)から 25日(土)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)

注1 区分間の併願は、認めない。

2 場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に通知する。

3 受験申込受付期間

平成27年 5月18日(月)から 6月10日(水)まで

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成28年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの
- (2) 昭和51年4月2日以降に出生した者(本県の国公立学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立

学校又は公立学校をいう。以下同じ。)で5年以上の教職経験(期限付任用又は臨時的任用である期間及び休職、育児休業等の期間を除く。)を有する者が、当該教職経験に係る試験区分を受験する場合で、教職経験者特別選考を申請するときにあつては、昭和41年4月2日以降に出生した者)

なお、他の都道府県で、国公立学校の教員として勤務している者(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。)及び栄養教員の試験区分を志願する者で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第2条第1項に規定する義務教育諸学校の学校栄養職員として本県で勤務しているもの(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。)については、年齢を制限しない。

また、小学校教員又は中学校教員の試験区分を志願する者で、平成27年4月1日から同年6月10日までの間に愛媛県教育委員会又は本県内の市町教育委員会が、1日以上任期を定めて、期限付又は臨時的に任用した職員(講師、学習支援員、教育相談員等、児童生徒の教育に関わる職員に限る。以下「講師等」という。)で、かつ、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に通算して24月以上の講師等の勤務経験を有するものについては、昭和41年4月2日以降に出生した者とする。

- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者

5 受験申込手続及び試験方法

平成28年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項(以下「志願要項」という。)を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の入手方法

愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。

なお、上記によることができない場合には、封筒の表に「教員採用選考試験志願要項請求」と朱書きし、140円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して郵送にて下記まで請求すること。

<請求先>

志 願 種 別	宛 先
小学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
中学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
高等学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912 2952
養護教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
栄養教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942

○公 告

平成28年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

平成28年度の愛媛県県立高等学校及び愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を次のとおり定

めた。

平成27年 5月15日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

1 愛媛県立高等学校の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

全日制課程は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。定時制課程は、国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示第28号）に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区 分	一般入学者選抜	推薦入学者選抜	定時制の課程の第2次募集
学力検査等の期日	平成28年3月9日（水）及び同月10日（木）	平成28年2月9日（火）	平成28年4月4日（月）
合格者の発表の日	平成28年3月18日（金）	平成28年3月18日（金）	平成28年4月5日（火）

(3) 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

2 愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

各学校が定めるところによる。

イ 出題範囲

(ア) 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号）に示されている中学部の各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(イ) 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第37号）に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	平成28年3月4日（金）
合格者の発表の日	平成28年3月22日（火）

3 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示第28号）に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第5号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成17年4月愛媛県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年 5月15日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容			試験の名称	開示する内容		
省略				省略			
職員採用候補者（上級）試験	省略			職員採用候補者（上級）試験	省略		
職員採用候補	第1次試験不合格者に係る得点、順位及び一定の基準	第1次試験の合格発表の日	人事委員会事務局				

者(民間企業等経験者)試験	に達しない場合は、その旨	から1月間			
	第2次試験不合格者に係る第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに一定の基準に達しない試験種目名及び検査種目名	第2次試験の合格発表の日から1月間			
省略	第3次試験受験者に係る第1次試験の得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第3次試験の得点、順位及び一定の基準に達しない場合は、その旨	第3次試験の合格発表の日から1月間			

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第3号

平成27年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験公告

平成27年 5月15日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内
 電話 (089) 912 - 2826
 愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	60人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
行政事務(情報)	2人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、その専門的知識を生かして一般行政事務に従事します。
学校事務	26人程度	教育委員会事務局の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、学校等に関する事務に従事します。
警察事務	9人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。
総合土木	18人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工管理等の業務に従事します。
建築	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工管理等の業務に従事します。
農業	9人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。
畜産	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、畜産物の生産流通、家畜の改良増殖、畜産に関する試験研究等の業務に従事します。
林業	5人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。
水産	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術・水産経営の普及指導、水産物のブランド化・販売促進、水産に関する試験研究等の業務に従事します。
電気・電子	2人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の県有施設的设计・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。

化 学	6人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
機 械	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、機械工作技術の開発、機械装置の設計、精密測定技術等に関する試験研究等の業務に従事します。
薬 剤 師	8人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
福 祉	2人程度	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。
心 理	1人程度	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障害者に対するカウンセリング、心理療法、判定、相談、指導等の業務に従事します。
保 健 師	5人程度	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和56年4月2日から平成6年4月1日（保健師については、平成7年4月1日）までに生まれた者

イ 平成6年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成28年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者（保健師は除く。）

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 薬剤師、福祉、心理及び保健師については、次に該当する者

試 験 区 分	受 験 資 格
薬 剤 師	薬剤師の免許を有する者又は平成28年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
福 祉	児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者又は平成28年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
心 理	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（平成28年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。）又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者
保 健 師	保健師の免許を有する者又は平成28年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者

本試験と平成27年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験との併願はできません。

3 試験の日時、受験地、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	受験地	試 験 会 場	試 験 区 分	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成27年 6月28日 (日曜日) 午前9時～午後3時 午前 教養試験 午後 専門試験 受付時間 午前8時～午前8時45分 遅刻した場合は受験できません。	松山	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	行 政 事 務 学 校 事 務 警 察 事 務	7月中旬 第1次試験当日に お知らせします。
			いずれかを受験票で指定します。 ・松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号) ・松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	上 記 以 外	
		東京	中央大学 後楽園キャンパス 5号館(理工学部) (東京都文京区春日一丁目13番27号)	全 試 験 区 分	
		大阪	大阪教育大学 天王寺キャンパス西館 (大阪府大阪市天王寺区南河堀町四丁目88番)	全 試 験 区 分	

受験地は松山、東京、大阪のいずれかを希望できます。

受験地が松山で、行政事務・学校事務・警察事務以外の方は、試験会場を受験票で指定します。

試験会場が松山東高等学校の受験者は、試験当日、上履き（スリッパなど）・下履き入れ（ビニール袋など）を必ず持参してください。

第 2 次 試 験	7月下旬及び8月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。	8月下旬
-----------	--	------

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第1次試験	教 養 試 験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）
	専 門 試 験	40点	各試験区分に応じて大学卒業程度の専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間） なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口 述 試 験	290点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。
	作 文 試 験	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、専門試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題をホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
なお、受付期間は次のとおりです。

平成27年5月18日（月）午前8時30分から6月5日（金）午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、5月29日（金）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月19日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入のうえ、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。
採用候補者名簿は、原則として、平成28年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 薬剤師、福祉、心理及び保健師については、所定の時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
行政事務、行政事務（情報）、学校事務、警察事務、総合土木、建築、農業、畜産、林業、水産、電気・電子、化学、機械、福祉、心理	行政職給料表1級27号給 177,600円
薬剤師（4年制課程卒業）	医療職給料表(□)2級3号給 183,500円
薬剤師（6年制課程卒業）	医療職給料表(□)2級17号給 205,800円
保健師	医療職給料表(□)2級13号給 206,200円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参のうえ、午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

別表（4関係）

専 門 試 験 の 出 題 分 野

試 験 区 分	出 題 分 野
行政事務 学校事務 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経営学、社会政策、国際関係
行政事務 （情報）	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、数学・物理、電子工学、情報・通信工学、情報処理論、コンピューターネットワーク
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜 産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林 業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む）、林業工学、林産一般、砂防工学

水 産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
電 気 ・ 電 子	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
化 学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
機 械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
薬 剤 師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度
福 祉	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む）、社会調査
心 理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む）、応用心理学（教育心理学、産業心理学、臨床心理学）、調査・研究法、統計学
保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

○愛媛県人事委員会公告第4号

平成27年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験公告

平成27年 5月15日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内
 電話 (089) 912 - 2826
 愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試 験 区 分	採用予定人員	職 務 内 容
行 政 事 務	2人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和51年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) **民間企業等における職務経験を5年以上（平成27年5月末日現在）有する者**

なお、職務経験に係る留意事項は、次のとおりです。

- ア 「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。
- イ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。
- ウ 雇用契約の期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができます。
- エ 休暇・休業・退職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。
- オ 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）は、1年以上継続して活動に従事した場合に限り、職務経験に含めることができます。
- カ 愛媛県の職員（警察官や教員のほか、任期付職員、臨時職員等を含む。）であった期間は、職務経験に含めることはできません。
- キ 職務経験は、月単位で算定します。従事期間が1年未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。
- ク **最終合格決定後、職務経験の確認のため職歴証明書（本人以外の第三者が作成したものに限る。）の提出を求めます。それにより受験資格を満たしていることが確認できない場合、又は職歴証明書が提出されない場合は、採用されません。**

本試験と平成27年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験との併願はできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	試験会場	合格発表	備 考
第1次試験	-	-	7月中旬	第1次試験は書類選考です。
第2次試験	8月1日(土)及び2日(日)	愛媛県庁	8月下旬	詳細は、第1次試験の合格者に通知します。
第3次試験	9月上旬	愛媛県庁	9月下旬	詳細は、第2次試験の合格者に通知します。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

なお、第1次試験の合格発表の日時は、6月29日(月)以降に、ホームページでお知らせします。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、次のとおり行います。

区 分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
第2次試験	プレゼンテーション試験	150点	はじめに受験者から民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、プレゼンテーション(10分間程度)をしていただき、その内容を踏まえた個別面接を行います。
	論文試験	50点	課題の理解力、思考力、文章表現力等について、筆記試験を行います。(課題1題、解答時間1時間30分)
	適性・基礎能力検査	-	職務遂行に必要な適性等について、検査を行います。
第3次試験	口述試験	180点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

- (2) エントリーシートは、ホームページに掲載された所定の様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、受験申込み時にインターネットにより提出(愛媛県採用試験受験申込システム(以下「システム」という。)から入力済みの電子ファイル(Excel形式)をアップロード)してください。

- (3) 第1次試験の合格者は、エントリーシートの得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。

また、エントリーシートの記載内容に虚偽又は不正があると認められた場合、所定の様式以外のものを提出された場合も、不合格となります。(提出後の内容変更や差し替えはできません。)

なお、エントリーシートは、第2次試験以降の試験においても、参考資料として使用します。

- (4) 第2次試験のプレゼンテーション試験では、各受験者に資料を使って説明していただきます。

資料は、A4サイズの用紙2枚以内(片面印刷)で作成の上、プレゼンテーション試験の当日、10部持参してください。

- (5) 第2次試験の合格者は、プレゼンテーション試験と論文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

- (6) 最終合格者は、第3次試験(口述試験)の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。(郵送や持参による申込みは受け付けません。)

なお、受付期間は次のとおりです。

平成27年5月18日(月)午前8時30分から6月5日(金)午後5時15分まで

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験番号の確認等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)

- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信しますので、この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)

- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行

ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号の通知及び受験票の交付

- (1) 受験番号は、受験申込受付締切後にお知らせします。(登録されたメールアドレス宛に「受験番号のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。なお、6月19日(金)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、受験者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として採用候補者名簿に記載されます。採用候補者名簿は、原則として、平成28年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(知事等)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定されます。

例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、月額220,000円程度です。(あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なります。)

このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(運転免許証等)を持参のうえ、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目又は検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1週間	
第3次試験受験者	第1次試験の得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第3次試験の得点及び順位(ただし、第3次試験で一定の基準に達しない場合は、その旨)	第3次試験合格発表の日から1週間	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成27年 5月15日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,172,164
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,444
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1

を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して
得た数 246,521

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数(松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	43,435	14,479
南 宇 和 郡	20,146	6,716
松山市・上浮穴郡	429,224	138,204
今 治 市・越智郡	143,066	47,689
宇和島市・北宇和郡	81,295	27,099
八幡浜市・西宇和郡	40,241	13,414

新 居 浜 市	100,408	33,470
西 条 市	92,033	30,678
大 洲 市・喜 多 郡	53,164	17,722
伊 予 市	31,683	10,561

四 国 中 央 市	74,791	24,931
西 予 市	34,745	11,582
東 温 市	27,933	9,311

○愛媛県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づく同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、訂正の届出があった。

その要旨は、次のとおりである。

平成27年 5月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成25年分

その他の政治団体

（訂正後）

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会宇和島支部

報告年月日 H26. 3. 31

1 収 入 総 額	1,367,213 円
前年繰越額	592,500 円
本年收入額	774,713 円
2 支 出 総 額	1,116,670 円
3 翌 年 繰 越 額	250,543 円
4 本 年 収 入 の 内 訳	
個人の党費・会費（53人）	530,000 円
借入金	136,670 円
宇和島商工会議所	136,670 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	108,000 円
日本商工連盟	108,000 円
その他の収入	43 円
1件10万円未満のもの	43 円
5 支 出 の 内 訳	
経常経費	36,950 円
事務所費	36,950 円
政治活動費	1,079,720 円
組織活動費	99,720 円
寄附・交付金	980,000 円
（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）	980,000 円

政治団体の名称 愛媛県鍼灸マッサージ師政治連盟

報告年月日 H26. 3. 27

1 収 入 総 額	30,001 円
本年收入額	30,001 円
2 支 出 総 額	0 円
3 翌 年 繰 越 額	30,001 円
4 本 年 収 入 の 内 訳	
個人の党費・会費（15人）	30,000 円
その他の収入	1 円
1件10万円未満のもの	1 円

（訂正前）

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会宇和島支部

報告年月日 H26. 3. 31

1 収入総額	1,552,835 円
前年繰越額	676,780 円
本年收入額	876,055 円
2 支出総額	1,116,670 円
3 翌年繰越額	436,165 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（53人）	530,000 円
借入金	238,012 円
宇和島商工会議所	238,012 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	108,000 円
日本商工連盟	108,000 円
その他の収入	43 円
1件10万円未満のもの	43 円
5 支出の内訳	
経常経費	36,950 円
事務所費	36,950 円
政治活動費	1,079,720 円
組織活動費	99,720 円
寄附・交付金	980,000 円
（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）	980,000 円
政治団体の名称	愛媛県鍼灸マッサージ師政治連盟
報告年月日	H26.3.27
1 収入総額	30,000 円
本年收入額	30,000 円
2 支出総額	0 円
3 翌年繰越額	30,000 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（15人）	30,000 円

平成24年分

その他の政治団体

（訂正後）

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会宇和島支部

報告年月日 H25.3.27

1 収入総額	1,473,212 円
前年繰越額	420,142 円
本年收入額	1,053,070 円
2 支出総額	880,712 円
3 翌年繰越額	592,500 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（78人）	780,000 円
借入金	157,042 円
宇和島商工会議所	157,042 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	116,000 円
日本商工連盟	116,000 円
その他の収入	28 円
1件10万円未満のもの	28 円
5 支出の内訳	
経常経費	54,712 円
事務所費	54,712 円
政治活動費	826,000 円
組織活動費	106,020 円
寄附・交付金	580,000 円

その他の経費	139,980 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	580,000 円
(訂正前)	
政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会宇和島支部	
報告年月日 H25. 3. 27	
1 収入総額	1,557,492 円
前年繰越額	420,142 円
本年收入額	1,137,350 円
2 支出総額	880,712 円
3 翌年繰越額	676,780 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(78人)	780,000 円
借入金	241,322 円
宇和島商工会議所	241,322 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	116,000 円
日本商工連盟	116,000 円
その他の収入	28 円
1件10万円未満のもの	28 円
5 支出の内訳	
経常経費	54,712 円
事務所費	54,712 円
政治活動費	826,000 円
組織活動費	106,020 円
寄附・交付金	580,000 円
その他の経費	139,980 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	580,000 円